

# A T Mカードローン 保証委託約款（八十二信用保証株式会社）

## 新旧対比表

（下線部：改定箇所）

改 定 前	改 定 後
第 <u>11</u> 条（公正証書の作成）  <u>（新設）</u>	第 <u>12</u> 条（公正証書の作成）  第 <u>11</u> 条（費用の負担） <u>保証会社が、求償権の保全もしくは行使に要した費用はすべて私が負担するものとします。</u>
第 <u>12</u> 条（管轄裁判所の合意）  <u>（新設）</u>	第 <u>13</u> 条（管轄裁判所の合意）  第 <u>14</u> 条（約定の変更） <u>1. 保証会社は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この規定を変更する必要があるときは、民法第 548 条の 4 の規定にもとづいて、変更できるものとします。</u> <u>2. 保証会社は、第 1 項の変更をするときは、その効力の発生時期を定め、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期を、銀行または保証会社のホームページへの掲示その他の方法により周知するものとします。</u>